

○厚生労働省告示第四百七十六号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の三の規定に基づき、日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十四年八月十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一中、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に、日々又は三十日以内の期間を定めて雇用される者（以下「日雇派遣労働者」という。）を「日雇労働者（労働者派遣法第三十五条の三第一項に規定する日雇労働者をいう。以下単に「日雇労働者」という。）」に改める。

第二の一の（一）中「日雇派遣労働者」の下に、「労働者派遣の対象となる日雇労働者をいう。以下同じ。」を加える。

第二中四を五とし、第二の三（標題を含む。）中「雇用契約」を「労働契約」に改め、第二中三を四とし、二の次に次のように加える。

三 労働契約の締結に際して講ずべき措置

派遣元事業主は、労働者を日雇派遣労働者として雇い入れようとするときは、当該日雇派遣労働者が従事する業務が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第四条第一項各号に掲げる業務に該当するかどうか、又は当該日雇派遣労働者が同条第二項各号に掲げる場合に該当するかどうかを確認すること。

第四の二中、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則」に改め、同三中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改める。

第六の一の中「第三十条」を「第三十条の三」に改める。

第八 安全衛生に係る措置

一 派遣元事業主が講ずべき事項

（一）派遣元事業主は、日雇派遣労働者に対して、労働安全衛生法昭和四十七年法律第五十七号（第五十九条第一項に規定する雇入れ時の安全衛生教育を確実にしなければならないこと。その際、日雇派遣労働者が従事する具体的な業務の内容について、派遣先から確実に聴取した上で、当該業務の内容に即した安全衛生教育を行うこと。

（二）派遣元事業主は、日雇派遣労働者が労働安全衛生法第五十九条第三項に規定する危険有害業務に従事する場合には、派遣先が同項に規定する危険有害業務就業時の安全衛生教育を確実に行ったかどうかを確認すること。

二 派遣先が講ずべき事項

- (一) 派遣先は、派遣元事業主が日雇派遣労働者に対する雇入れ時の安全衛生教育を適切に行えるよう、日雇派遣労働者が従事する具体的な業務に係る情報を派遣元事業主に対し積極的に提供するともに、派遣元事業主から雇入れ時の安全衛生教育の委託の申入れがあった場合には可能な限りこれに応じるよう努める等、日雇派遣労働者の安全衛生に係る措置を実施するために必要な協力や配慮を行うこと。
- (二) 派遣先は、派遣元事業主が日雇派遣労働者に対する雇入れ時の安全衛生教育を確実に行ったかどうか確認すること。
- (三) 派遣先は、日雇派遣労働者の安全と健康の確保に責務を有することを十分に認識し、労働安全衛生法第五十九条第三項に規定する危険有害業務就業時の安全衛生教育の適切な実施等必要な措置を確実に行わなければならないこと。
- 第十の標題中「公開」を「提供」に改め、第十の本文中「派遣料金の額、派遣労働者の賃金の額、教育訓練その他事業運営の状況」を「労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合、教育訓練に関する事項等」に「公開」を「事業所への書類の備付け、インターネットの利用その他の適切な方法により提供」に改める。